

[調査会 NEWS 273] (17.8.3)

明日古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟第 2 回口頭弁論

明日 4 日、予定通り第 2 回の口頭弁論が東京地裁で行われます。今回も前回同様抽選になります。受付は 9:30 の予定です、傍聴される方はそれまでに東京地裁入口において下さい。政府側の対応には変化は見られず、「訴訟を起こしても仕方ないから門前払い」という姿勢です。弁護側は厳しい姿勢で臨むことになると思われます。

なお、終了後、隣の弁護士会館 5 階 507 で前回同様記者会見を兼ねた報告会を行います。抽選に漏れて傍聴できなかった方はこちらで説明を聞いていただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

「朝鮮日報」の記事について

韓国の最大手紙「朝鮮日報」7 月 30 日付に調査会の活動を批判する記事が掲載されました。この内容は以下の朝鮮日報の日本語ホームページでも見ることができます。

http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/08/01/20050801000022.html

これについて、去る 8 月 1 日に東京で行われた「北朝鮮難民と人権に関する国際議員連盟」第 2 回総会では韓国人の参加者に見解を配付、さらに記事を書いた記者と韓国内の関係者にも同内容のものを送っています。ご参考まで、送った内容を日本語に訳したものをお知らせしておきます。

(見解)

7 月 29 日付朝鮮日報インターネット「NK朝鮮」に以下の(記事省略)記事が掲載されました(本誌は 30 日付)。

この記事には団体の名前(日本語では修正してある)や数字に初歩的な誤りがあり、拉致問題と教科書問題を無理やり結びつけるなど、問題が多い記事です。そして、「拉致問題に対する一部の日本人の行動は、確かに正常とはいえない」という言葉は「韓国人拉致問題に対する大部分の韓国人、マスコミ、そして韓国政府の無関心は確かに正常とはいえない」としたほうがいいと思います。

しかし、それよりも大きな問題は「北朝鮮の日本人拉致は金正日総書記本人が認めた通り、1970 年代末～1980 年代初めという「特定期間」に対南工作員の教育という「政策目的」のために実行された国家犯罪、というのが専門家たちの共通した見解だ」という部分です。

その「専門家」が誰かは分かりませんが、韓国人拉致が朝鮮戦争のときから始まり、休戦以後にも続けられ、2000 年 1 月にも金ドンシク牧師拉致事件が行われています。そして拉致は韓国、日本のみならずレバノン、マカオ等でも行われています。拉致目的も対南

工作人員教育だけでないことは日本政府が既に認定した拉致被害者だけを見ても簡単に理解できるでしょう。申相玉監督の拉致は映画監督が必要だったために行った拉致です。このような事実から考えれば、北朝鮮が時と場所を選ばず、多様な目的で拉致をやってきたことは間違いありません。北朝鮮では拉致は特別なことではなく、通常の行為だと言わざるを得ないのです。今後も必要であればするの否定できません。

記事事態に誤解というより一般的に韓国の皆さんが同様の疑問を持っていないだろうかと思い、参考にお知らせ致します。

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

[調査会 NEWS 274] (17.8.5)

古川了子さんの拉致認定を求める訴訟について

昨日、第2回の口頭弁論が行われました。以下、法律家の会事務局長である斎藤弁護士からの報告及び、7月29日に提出された準備書面です。

< 斎藤事務局長報告 >

古川政府認定訴訟 - 第2回口頭弁論の報告

法律家の会事務局長 斎藤健児

平成17年8月4日午前10時30分より東京地方裁判所606号法廷で、古川政府認定訴訟の第2回口頭弁論が開かれました。その概要を報告します。

被告国は、第1回口頭弁論の答弁書で「本件裁判は訴訟要件がなく、却下すべきである」と、いわゆる「門前払い」を主張しました。

原告は、これに対して全面的に反論した準備書面(1)と、これに関連する証拠を提出しました。(準備書面(1)の全文は、後記のとおり。)

法廷では冒頭、原告の代理人・川人博弁護士が同書面のポイントを説明し、例えば、政府のホームページでは「政府認定して初めて、北朝鮮との外交交渉で取り上げる」と明記しているほか、現に最近認定された田中実さんのケースでも、認定直後に政府は北朝鮮にその旨通知して、安否についての情報提供と帰国をせまっている事実など、下記のような、国の政府認定者に対する対応と未認定者に対する対応の大きな違いを厳しく指摘しました。

すなわち政府認定によって、被害者やその家族は、

- (1)北朝鮮との外交交渉に当該事件が含まれ、当該被害者の安否確認や帰国のための交渉が行われること。
- (2)日本政府が国連等の国際機関に救出のために働きかけること
- (3)日本政府が具体的人名を挙げて救出のために宣伝を行うこと
- (4)外交交渉等の結果を文書等で詳細に家族あて報告すること
- (5)日本政府主催の打合せには家族に交通費等を支給すること

(6)以上の利益を受ける前提として「拉致認定通知書」を交付すること

等の法的利益を受けるが、未認定者にはこのような扱いが全くなされないこと。そして、被告国の「訴訟要件を欠いている」との主張は明らかに誤りであり、速やかに「請求原因事実（原告が訴状で主張している古川了子さんの失踪の経緯や北朝鮮による拉致と判断すべき事情 例えば安明進氏の目撃証言の存在など）」について認否を行なうよう迫りました。

これに対して、被告国の代理人は、相変わらず「認否する必要はない」「訴訟要件に係る事実（原告が準備書面（1）で主張している事実のこと）」についてだけ、認否と反論を行なうと言って、原告代理人との論戦となりました。

これに対し裁判所は、「国側も答弁の中で古川事件についての調査や情報提供を行なっていることは認めているのだし、訴訟要件の判断にも請求原因事実の認否は関係する」旨を指摘して、被告に対して請求原因の認否をするよう促しました。これを受けて、被告国は次回までに認否を行なうと約束し、第3回口頭弁論期日を10月20日（木）午後1時30分～地裁606号法廷と決定しました。

次回期日をもっと早くするよう原告代理人が要求しましたが、被告国は「関係省庁が多いため協議に時間が必要だ」との理由で、上記期日となったものです。

被告国が次回期日にどのような認否を行なうか注目されます。原告代理人は、証拠関係の提出をどんどん進めていく方針で準備しています。

以上

<準備書面>

注・文中(1)(2)...となっている数字の一部は丸数字()の中に数字のある記号)ですが、文字化けの可能性があるので全てカッコでくくった形になおしてあります。

平成17年（行ウ）第161号事件 拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子 外1名

被告 国

平成17年7月29日

原告ら訴訟代理人

弁護士 川 人 博

弁護士 斎 藤 健 児

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

準備書面(1)

被告が答弁書で本件訴えの却下を求めているので、本書面で、これに対する反論を行う。

第1 拉致被害者認定の実体的利益

1 被告側の主張骨子(答弁書3～4項「1 はじめに」)

被告側は答弁書3～4頁で、

- (1)「関係省庁・関係機関は、これまでに被害者として認定している者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があることから、全力を挙げて国内外の調査・捜査を進めるなど、その安否の確認に最大限の努力をしている」
- (2)「被害者として認定されていない失踪者の家族に対しても、情報の提供や家族からの相談に応じること等の対応を行ってきており」
- (3)「このような政府の取組みは、ウイ發箸發叛・櫻寮嫩海箸靴銅損櫻垢戮 發里任 龔海療世砲甲い討蓮 , 亡陞鼎・・蠅鯀圓辰燭・蕪箸い辰匿靴燭類 ・遡海鯀犬犬氣擦襪發里任呂覆い掘 評燭蓮・狹陞蕪類 ・・廚鬚發燭蕪垢發里任呂覆あ悴と主張している。

しかし、実際には、被告は、拉致被害者支援法に基づく認定の有無によって、拉致被害者に対する対応につき決定的な差異を設けており、この内閣総理大臣の認定によって、政府関係省庁、関係機関に法的義務を課しているのである。以下、事例を挙げて述べる。

2 拉致被害者認定通知

被告は、拉致被害者支援法にもとづき特定の間を拉致被害者として認定すると、当該人の家族に対して、拉致被害者認定通知を行う。

甲15は、平成15年1月6日に内閣総理大臣が訴外田口八重子を拉致被害者支援法第2条に規定する被害者と認定したことを、同人の実兄訴外飯塚繁雄に対して通知した文書である。

原告らのような未認定被害者の家族には、かかる通知はない。

3 対北朝鮮当局との交渉

拉致被害者支援法第3条1項は、「国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をする」ことを責務として規定しているが、この「最大限の努力」のうち、北朝鮮当局との外交交渉が最も重要なものである。

そして、日本政府がある被害者について北朝鮮当局との交渉で取り上げるためには、拉致被害者認定が前提条件となる。

甲 1 4 のとおり、首相官邸が作成したホームページによれば、「政府は、認定した 1 5 名の拉致被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案もあるものとみて、所要の捜査・調査を進めており、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮に対して取り上げていく考えである」と記載されており（傍線原告代理人）、日本政府が北朝鮮当局に対して被害者の安否を確認し、帰国のための交渉を行う前提として、拉致被害者認定が条件となることを明示している。

実際に、本件被害者古川了子については、これまで日本政府は北朝鮮当局に対して一度たりとも安否の確認を行っておらず、帰国のための交渉も行っていない。

他方、本年 4 月下旬に内閣総理大臣が拉致被害者と新たに認定した訴外田中実に関しては、同認定後まもなく、外務省は北京の外交ルートを通じて北朝鮮当局に対しこの認定事実を通告し、同氏の即時帰国と真相究明を要求した（甲 1 7 の 1、2）。

4 国連への働きかけ

- (1)平成 1 4 年 1 1 月 7 日、齋木外務省参事官は、拉致被害者家族の代理人として国連人権委員会強制的失踪作業部会に出席して、同年 9 月 1 7 日の第 1 回日朝首脳会談の内容や同年 9 月末の北朝鮮への外務省調査団の調査結果を説明するとともに、死亡とされた 8 名の被害者の所在確認を再依頼した。

また、平成 1 5 年 4 月 2 2 日には、日本政府の追加関連情報が強制的失踪作業部会に提出された。

これらの政府の説明では、被害者の具体的情報は認定被害者に関するものに限られている。本件被害者古川了子など未認定被害者については、具体的に触れられていない。

- (2)平成 1 5 年 4 月 2 0 日から 2 3 日にかけて、拉致認定被害者家族訴外飯塚繁雄、訴外有本嘉代子、訴外横田早紀江、訴外平野フミ子、訴外横田拓也がジュネーブに行き、上記作業部会にて発言したが、これには、日本政府から中山恭子参与、齋木外務省参事官も同行し、2 2 日には、齋木参事官が作業部会で、追加関連情報に関して報告を行った（甲 1 6 の 1、2 写真）。

他方、本件被害者古川了子など未認定被害者について、日本政府が具体的に国連人権委員会に対して働きかけたことはない。

5 救出のための宣伝活動

甲2のとおり、外務省は、拉致被害者と認定された15名（甲2作成当時の認定者全員）に関して、英文による詳細な紹介を行い、救出活動のための宣伝活動を行っているが、未認定者に関しては、このような外務省による宣伝活動は行われていない。

6 家族に対する情報の提供

- (1) 拉致被害者支援法第3条4項は、「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする」と規定している。
- (2) そして、認定被害者家族には、内閣官房拉致被害者・家族支援室などより外交交渉や国連への働きかけの結果などにつき、文書にて詳細な報告が行なわれている。他方、本件原告など未認定被害者の家族に対しては、日本政府は、文書による報告は行っていない。
- (3) また、平成16年5月22日第2回日朝首脳会談が行われた際には、内閣総理大臣が帰国後認定被害者家族と面談をして報告を行ったが、未認定被害者家族には、そのようなことを行っていない。
- (4) 第1回日朝首脳会談や日朝実務者協議が行われた後には、外務省幹部などが認定被害者家族と面談をして報告を行っている。他方、未認定被害者家族に対しては、特定失踪者問題調査会の要請の結果、日朝実務者協議後に外務省職員が若干の報告を行ったにすぎない。

7 会議・打合せのための交通費等の負担

日本政府が認定被害者家族を呼び、打合せをする際には、当該家族の交通費（家族の住所が遠方の場合には宿泊費も）を日本政府が負担しているが、未認定被害者家族との面談において、日本政府がこのような経費を負担したことはない。

第2 法の趣旨・目的

1 被告は、拉致被害者支援法の法的利益につき、

- (1) 拉致被害者支援法第3条1項、4項は、国や地方公共団体がもともと負っている責務を確認したものであり、新たな法的義務を創設したものではない。
- (2) 被害者の帰国が具体化した場合、法に基づく認定により、被害者等の取得する法的利益として、法第4条以下の帰国費用や支給等に関して規定したものである。

旨主張する。

2 しかしながら、前記のとおり、拉致被害者支援法に基づく認定を受けた場合には、日本政府が当該被害者につき北朝鮮当局との交渉でとりあげるのをはじめ、未認定の場合にはない新たなとりくみを行うこととなる。

この事実に照らして見れば、同法の認定は、認定後ただちに国等に新たな法的義務を創設したものというべきである。

同認定により、被害者やその家族は、

- (1)北朝鮮との外交交渉に当該事件が含まれ、当該被害者の安否確認や帰国のための交渉が行われること（甲14、甲17）
- (2)日本政府が国連等の国際機関に救出のために働きかけること（甲16）
- (3)日本政府が具体的人名を挙げて救出のために宣伝を行うこと（甲2）
- (4)外交交渉等の結果を文書等で詳細に家族あて報告すること
- (5)日本政府主催の打合せには家族に交通費等を支給すること
- (6)以上の利益を受ける前提として拉致認定通知書を交付すること（甲15）

等の法的利益を受ける。

第3 訴えの利益

前記各事実より、本件訴えの利益があることは明白である。

第4 原告適格

前記各事実より、本件原告らが原告適格を有していることは明白である。

第5 重大な損害

前記各事実より、拉致認定されないことにより、原告らに「重大な損害を生ずるおそれ」のあることは明白である。

第6 結論

- 1 以上より、本件訴えを却下するとの被告の答弁は失当であり、被告は速やかに請求の原因すべてに対する答弁を行い、かつ、原告らの釈明要求に答えるべきである。
- 2 本年7月28日には、安明進元北朝鮮工作員が日本の国会（衆議院拉致問題特別委員会）で参考人として意見陳述し、古川了子さんを北朝鮮で目撃したことを証言した。

本件訴えの正当性はますます明白になってきている。

裁判所が、被告側の不誠実で不当な訴訟態度をただし、本件の実体審理に速やかに入るように適切な訴訟指揮を行うことを求める。

以上

特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

[調査会 NEWS 275] (17.8.12)

8月定例記者会見

今月の定例記者会見は以下の通り行います。

日時 8月26日(金) 14:00 ~

場所 家族会事務所(飯田橋)

内容 最近の調査活動についての報告

ラジオ放送等の進行状況について

亡命者情報の収集等に関する協力の依頼について

その他

現在のところ、この記者会見でのゼロ番台、1000番台リストの発表はありません。

富山で集中的に調査活動

8月24日、法律家の会事務局長である斎藤健児弁護士と調査会代表荒木が富山を訪れ、告発状を提出している事件に関する県警の経過説明、荒谷敏生さん・山田建治さん、屋木しのぶさん、水島慎一さんの失踪現場や、高岡市のアベック拉致未遂現場、黒部川の水中スクーター発見現場などの調査を行います。また、夜は下記の集会が開催される予定です。

この調査活動は救う会富山と失踪者ご家族の皆さんとの協力のもとに行います。

[調査会 NEWS 276] (17.8.18)

山本美保さん関連のご協力お願い

調査会代表 荒木和博

昭和 59 (1884) 年 6 月 4 日に甲府市の自宅を出て失踪した山本美保さんに関する件で、ご協力をお願いします。

すでに何度も報じられているように、山梨県警は昨年 3 月、美保さんの失踪後 17 日経った 6 月 21 日に山形県遊佐町の海岸に漂着した女性 (以下「 Y さん」とします) の遺体が DNA 鑑定の結果美保さんのものだったと発表しています。この発表には私たちもショックを受けましたが、その後地元の支援者の皆さんやご家族、そして私たちの調査の中で、この遺体は体格、遺留品その他様々な状況が美保さんと異なるという結論を得るに至りました。

調査はまだ続けていますし、私自身も 9 月 11 日の酒田市で行われる集会に合わせて、地元山形の齋藤理事と Y さんの遺体が漂着した遊佐町の海岸の調査を行う予定です。

いずれにしても、少なくとも 1 人の女性が失踪しただけでなく、1 人の女性が身元不明遺体として、未だにご家族のもとに帰れずにいるのですから、何とか事態を明らかにしたいものです。

つきましては、あまり気持ちの良い話しではなく、また、セクハラとか言われるかも知れないのですが、 Y さんと同じ位のサイズの方がおられましたら、全身 (前・横・後ろ) の写真を撮って送っていただけないでしょうか。もちろん、着衣 (あまりだぶだぶでない、 T シャツと G パンなど) のもので、顔のところは消していただいてもかまいません。

いただいた写真をもとに遺留品を書込み、顔の部分を消して Y さんのイメージを作り、昭和 59 年前半頃に失踪した女性でそのような人がいないか探す予定です。

(Y さんのデータ)

G パンのサイズ 28 (メンズ)

ブラジャー A70

ガードル サイズ 64

シミューズ M

身長 160 ~ 170 センチ

参考情報

戦略情報研究所では 9 月から 60 年体制研究会の連続講演会及びノルベルト・フォラツェン氏の講演会を行います。詳しくは戦略情報研究所のホームページをご覧ください。

<http://senryaku-jouhou.jp/>

[調査会 NEWS 277] (17.8.24)

情報提供のお願い

先日は山本美保さんの件で情報提供のお願いをしましたが、全く別件でのお願いです。

昭和 60 (1985) 年の夏ごろ韓国の延世大学韓国語学堂で韓国語を学んでおられた方を探しています。

語学堂の夏学期は 6 ~ 8 月に開講されますが、この時期に在籍された方をご存知の方がおられましたらお知らせいただくと幸いです。これは別の失踪者に関して現在調査を行っていることに関係するものです。

[調査会 NEWS 279] (17.8.26)

一部の方に重複して送られます。ご了承下さい。文面は「朝鮮労働党中央委員会直属政治学校」となっているものが正しいニュースです。

安明進氏、蓮池薫氏コメントに反駁

本で行われた調査会の定例記者会見で、安明進氏が自身の国会での証言の翌日に蓮池薫氏の出したコメントに対する反論を述べました。要旨は以下の通り

蓮池氏は自分が金正日政治軍事大学にいたことがない、自分を見たことがないと言っている。確かに当時は「朝鮮労働党中央委員会直属政治学校」という名前であり、金正日政治軍事大学という名前になったのは 1992 年 1 月である。しかし、当時も今も「130 連絡所」

「人民軍 695 軍部隊」という名称を使っており、これは変わらない。北朝鮮が拉致被害者の死亡診断書を出してきたとき、そこには「695 病院」と記載されていた。これが金正日政治軍事大学が日本人を今も管理している証拠である。

蓮池さんが自分を見たことがないと言っているのはある意味で正しい。彼らと会ったのは行事のときで、金正日政治軍事大学の本校講堂であった。自分たちは前に座っており、彼らは最後に入ってきて後ろに座った。出るときは最初だった。彼らは特別だったし、私は多数の学生のうちの一人に過ぎなかった。しかし、われわれの中には日本人を拉致してきた者がおり、そういう話題が座っていながらも出ていた。蓮池さんは他の拉致被害者に比べて非常に背が高く、頭一つ抜出していた。その次に背の高かったのが田中実さんだった。したがって蓮池さんは大変目立った。

逆に私が蓮池さんに聞きたいのは、「130 連絡所」「人民軍 695 軍部隊」にいたことはなかったのか、子供たちは学校に行かされたときは遠くの学校だったろうが、幼稚園は金正日政治軍事大学の南朝鮮革命史跡館の裏の幼稚園に通わせたのではないかと、といったようなことだ。

彼らは太陽里にいたと言っているが、金正日政治軍事大学は太陽里、東北里、新美里の 3 地区にまたがっている。私は彼らのいたのは東北里だと思っている。

彼らには話して欲しい。北朝鮮は例えば「話したらまだ残っている拉致被害者が帰れなくなる」とか「無事ではいられないぞ」と脅しているのだろう。また、今も北朝鮮から直接電話がかかってきたりするのだろう。北朝鮮に戻ってしまった平島さんもそうだった。しかし、綺麗さっぱり話してしまえば北朝鮮は逆に手出し出来なくなる。自分はそうしてきた。蓮池さんはいつも自分を避けているが、一緒に話し合い、一緒に闘ってくれるよう期待している。

(概略のみ・文責荒木)

特定失踪者関連番組の予定

TBS系 報道特集 8月28日(日)17:30～

テレビ朝日系 スーパーJチャンネル「迷宮の扉」8月31日(水)16:30～

[調査会 NEWS 280] (17.8.29)

安明進氏の会見内容の詳細

前号で 8 月 26 日の記者会見における安明進氏の発言を報じましたが、RENK 東京の原良一氏が、全文をテキストに起こして下さいました。原文には原さんのコメントや関連サイトの紹介もありますが、ここでは会見の部分のみご紹介します。原文は拉致関係の掲示板等でご覧になれます。通訳及び本稿のチェックにおける責任は荒木に属します。

(会見内容)

蓮池薫さんが発表したコメントを読みました。蓮池さんは、マスコミに対する発表文として出したわけですが、私の方は、逆に蓮池さんに対する質問としてお伝えしたいと思います。

蓮池薫さんは「私は『金正日政治軍事大学』にはいなかった」と言っているわけですが、それは当時違う名前だった、「朝鮮労働党中央委員会直属政治学校」だったということです。学校自体は同じです。

私が、蓮池さんや横田めぐみさんを見た 88 年から 91 年の間は、「朝鮮労働党中央委員会直属政治学校」だったものが、92 年の 1 月 20 日に「金正日政治軍事大学」に名称が変わりました。そして当時から変わっていない名称もあります。それは「130 連絡所」と「人民軍 695 軍部隊」で、こちらは現在も変わっていません。

私が蓮池さんにお聞きしたいのは、昔の名前の「朝鮮労働党中央委員会直属政治学校」そして「130 連絡所」、「人民軍 695 軍部隊」にいなかったか？ ということです。北朝鮮が 2002 年、03 年に拉致被害者の日本人が死んだ根拠として出してきた「死亡診断書」の中に、「695 病院」と書いてありました。これが「695」の名称が現在も変わっていないという根拠です。

要するに、「695」という施設で日本人を今でも管理していることを、北朝鮮自体が認めているにも関わらず、蓮池さんがそれを語れないということは、何か別の語れない理由があるのではないかと思います。いずれはそれを明らかにしてもらいたいと思います。

蓮池さんたちは、太陽里（テヤンリ）という所に居たと言っていますが、私たちがいた東北里（トンプンニ）の隣になりまして、太陽里が西北に位置しまして、東北里が東南になります。（安氏、位置関係を紙に書く。左上に太陽里、右に東北里、左下が新美里 = シンミリ、東北里の中に南朝鮮革命史跡館が描かれている。それを示しながら）こういう地理関係で、こちらが蓮池さんたちがいた太陽里、こちらが東北里、ここが新美里となります。東北里のこのあたりに南朝鮮革命史跡館があり、私たちがこの近くに住んでいました。金正日政治軍事大学は、この三つの区域に跨って存在していました。

その中で、蓮池さんたちがいたと主張しているのは（太陽里を指しながら）ここですが、その地域も金正日政治軍事大学の所在地の一つに含まれています。

蓮池さんは、私たちは東北里にはいなかった、居たのは太陽里だという意味で言っているのかもしれませんが、私はその主張を信じていません。彼らも東北里に住んでいたと思っています。

1987年に大韓航空機機爆破事件が起きた後、88年から91年の末にかけての拉致被害者日本人の管理は、金正日政治軍事大学の本校で行われていたのではないかと私は思っています。蓮池さんたちに尋ねてみたいのは、彼らの子供たちが、学校に行く年齢になってからは、遠方の寄宿舎付きの学校に通わせたわけですが、それ以前の幼稚園時代は、南朝鮮革命史跡館の裏にある幼稚園に通わせたのではないかと。ということです。

蓮池さんは、私を見たことがないと言っていますが、それは当然だと思います。たくさん学生がいて、私はその中の一人に過ぎなかったのですから…。一方彼らは、特別な立場にありました。蓮池さんが言うように、確かに彼は「金正日政治軍事大学」にはいなかった、あるいは、私、安明進を見たことはなかった。それはそれで事実でしょう。当時の学校の名前は違っていたし、私は、多くの学生の中のワンオブゼムで、会って話しをしたわけでもありません。けれどもだからといって、彼らが実際の事実を否定することはできないはずで。

私が考えるに、蓮池さんが金正日政治軍事大学にいたことを認めれば、他の拉致被害者についても話をしなければならなくなり、それを負担に思っ認めたくないのだと推測しています。

私たちも蓮池さんも、北朝鮮に対して闘わなければならない立場であるのに、なぜこれまでに私を忌避しなければならないのか？ということをお伝えしたい。以前、東京国際フォーラムであった大集会（03年5月7日の第5回国民大集会）の時に、蓮池さんたちも出席したのですが、彼らは、私と同じ階には泊めないでくれとまで言いました。なぜそこまでしなければならないのか、と思わざるを得ません。

私は、もちろん日本人だけではなくて、自国の可哀想な同胞を救いたいと思ってやっているわけですが、多くの日本人の皆さんも拉致被害者を救出しようと活動しています。私が、日本人に危害を加えようとしているならともかく、日本人も救おうとして活動しているのに、なぜ避けなければいけないのでしょうか？

北朝鮮が拉致を認めていなかった時期から、私は、私なりに命を賭けて、蓮池さんを初めとする拉致被害者の救出を日本政府に訴えてきました。ですから人間の道理としても、逃げ回ってばかりいないで、会って話しをして、そして共に戦うべきではないかと思いません。

もちろん蓮池さんを初めとする拉致被害者5人の方々は、北朝鮮がどれだけ危険で、非

人間的な集団であるかは、よく知っていると思います。しかしそうではあっても、北朝鮮は崩れつつある悪であり、日本政府は正当な要求をし、活動をしていることは、彼ら自身も理解していると思います。悪の側に追従するのではなく、彼ら自身も助けられたのだから、他の拉致被害者も助けるという正義の側に付いて欲しいということを求めます。

(質疑)

Q 1.先程の推測の中で、蓮池さんは太陽里に住んでいて、(金正日政治軍事大学のある)東北里に入ったことはないという意味の主張をしているのではないかという推測をなされていましたよね。東北里で蓮池さんを見たのは、何年ごろでしょうか？

A 1.88年から91年の8月頃までです。蓮池さんは、少なくとも6～7回は見たと記憶しています。彼は、行事がある度に南朝鮮革命史跡館に出向いては、金日成の銅像を拝んでいましたから、行っていないはずはありません。

Q 2.その6、7回見ている中で、鮮明に覚えているシーンを二、三教えてください。

A 2.他の拉致被害者の方々は、総じて背が低いのですが、蓮池さんだけが非常に長身で目立っていました。二番目に大きい田中実さんが170・くらいだったと思いますが、後の人はそれより低かったです。女性の場合も、150～155・くらいで、それら小柄な日本人の中で、一人だけ頭一つ抜けて長身だったので、とりわけ目立ったのです。

私が97、98年に証言を始めた頃は、特に親しい1、2社を除いてマスコミの人には目撃証言を話していませんでした。ご家族に伝わって衝撃を与えるのを恐れていたからです。

警察など政府機関には、この人は間違いなくいますと話してはいました。3年前の2002年10月15日に、帰国してタラップを降りてくる姿を見て、ああこの人に間違いないと確信しました。ですから逆に、97、98年の段階で、ご家族に「間違いのない、この人です」と伝えていたら、蓮池さんは戻って来られなかったかもしれない、と思ったりもしました。

Q 3.繰り返しになりますが、東北里のどの辺で目撃したのでしょうか？

A 3.金正日政治軍事大学の本校の講堂で、行事の時です。

Q 4.ちょっと細かくなりますけど、どんな行事で、どんなことをしている、例えばお辞儀をしているとか、どういうことをしているのが、印象に残っているのでしょうか？

A 4.大きな行事の時だけですけれども、10月10日の朝鮮労働党の創建記念日、4月15日の金日成の誕生日、2月16日の金正日の誕生日、あと元旦、それらの行事の時に来ていました。その時には宣誓をするわけですが、それも一緒にやっています。ただ

私たちは、軍服を着ていましたが、蓮池さんたち拉致日本人たちは私服でした。

Q 5.私服というのは、背広でしょうか？

A 5.暑い時は、(安氏、自身が着ているワイシャツを指して)このような開襟シャツ1枚の時もありました。

Q 6.イメージとしては、何かの催し物でみんなが並んでいる時に、制服を着ている安さんたちにグループと別個に被拉致日本人のグループがいて、そこに背の低い人たちがいる中で、頭一つ抜き出ているから目立った、ということですね。

A 6.(レポート用紙の上部に演壇、演壇前左側の席に安明進氏、右下入り口近くに蓮池氏ら被拉致日本人の一团を描いた絵を示して) こういう形で講堂の奥に演壇があって、被拉致日本人たちは、演壇から見て左手最後列、演壇を上を描くと右下最後列に座ることが多かったです。私たちは、その時の学年とか、訓練に出ている学生がいたりすると場所が変わりますが、日本人の座る場所はいつも決まっていました。

そして日本人は、学生たちが座ってから並んで入ってくるので、背が高い蓮池さんは目立ったわけです。被拉致日本人たちは、最後に入ってきて、行事が終わると最初に出ていくので、そこにいる学生たちは見ていないと思っているかもしれません。しかし、拉致の実行犯が(教官や先輩として)その中にいるわけですから、その彼らが、あいつはどうした、こいつはこうしたと話をするので、彼らの個人的なことがわかるのです。蓮池さんたちは、北朝鮮当局から「お前たちは、見られているはずがない」と言われているのかもしれない。

Q 7.なかなか彼らが、ここで思うように喋れない理由について、脅されているんじゃないか、いろいろな推測がなされていますが、その辺はどのようにお考えでしょうか？

A 7.いくつか考えられますが、一つは、お前たちが日本でペラペラ喋れば、北朝鮮に残っている拉致被害者が無事ではすまないぞ、帰れなくなるぞと言われている可能性があります。あと、北朝鮮の非常に野卑なところですが、お互いに監視をさせてそれぞれの弱点を全部チェックして把握している可能性が高く、それを暴露するぞと脅している可能性があります。

蓮池さんは、子供たちが帰ってくるまでは、ぼつりぼつりと話していたわけです。私自身は、子供たちが帰ってくれば、安心してもっと喋ってくれるだろうと期待していました。ところが逆に、子供たちが帰った後の方が、却って喋らなくなりました。やはりこれは、明らかに何ならかの圧力がかった証拠だと思います。

北朝鮮側は、当然5人の電話番号など連絡先を掌握していると思います。例の、北朝鮮に戻ってしまった平島筆子さんも電話番号を捉まれている、北朝鮮の保衛部などから直接電話がかかっていたものと思われます。ですから、5人の所へも当然脅迫はなされていると思います。

日本にいる脱北者の許にも、北朝鮮から直接脅迫がなされている例もあります。

Q 8.最近蓮池薫さんが、安さんの証言を否定したことで、薫さんの意思とは別に、安さんの証言の信憑性を疑われるという報道がされ始めていますが、家族会としては、この問題を薫さんに直接確認するという事は考えられないのですか？

A 8. (荒木) この問題について、今日増元さんが大分の方に行っていて不在なものですから、私が家族会を代表して喋るわけにはいかないもので何ですが、ご家族の方は、ご家族の方で帰国した5人の喋っている内容について、満足はしていないことは間違いありません。十分にちゃんと喋ってはくれない、と。彼ら5人は、未帰還組の家族には、ちゃんと喋っていると言ってはいますけれども、これを満足して聞いている家族はいない、ということ間違いありません。だからご家族は、当然蓮池薫さんが、この間の安さんの国会での証言に対して出したコメントよりも、安さんの証言の方を信じているのは、間違いありません。

Q 9.安さんの著作「新証言・拉致」(廣済堂出版)の中で、安さんと蓮池薫さんが電話で話したとありますけれども、それは何時ぐらいの話でしょうか？

A 9.はっきりとは覚えてはいませんが、蓮池さんが帰ってきたその年の内、つまり2002年末までです。

Q 10.私は慰安婦の問題にも関わっていますが、慰安婦たちも、真実を明かすまでには、ものすごい時間がかかっているんですね、通り一遍のインタビューでは、本当のことを言うわけがないんです。これは朝鮮人差別だとかそういうことではなくて...

彼女たちは、最初は強制連行されたと言っていて、詳しく聞いていく(人によっては数年に及ぶヒアリングによって)過程で、本当は親に売られていたことを打ち明ける、といった事例がほとんどなんですけれども、それと対比しても拉致被害者だって、二十数年間の北朝鮮での生活があるわけですから、1回、2回の事情聴取や未帰還組の家族との面会で話せるわけがないので、もっともっと、対話を重ねて信頼関係を築いていかないと真実には迫れないと思います。

実はこういうことを話したのは、以前高世仁さんの話で、安さんが横田ご夫妻と初めて会って、めぐみちゃんの話をはじめた時、隣にいた安企部職員が慌ててメモを取り始め、後で「こんな大事なことを、何で今まで黙っていたんだ」と怒られていたと言っていたんですね。

A 11.もともと情報機関に全部を話すことはありえません。例えば、何か一つ話せば、これは真実か、間違いないか、あれはどうなのか、それは...と次々と問い詰められることになる、そういう意味では確かに最初からすべてを話せるわけではない。特に拉致のことを話し始めた当初は、金正日の関与していることなので、顔を隠したりもしていたので全部話すことは無理でした。

しかし、拉致被害者5人にとって一番安全な方法は、正しい情報をきれいさっぱり話してしまうことだと確信しています。すべてを話してしまった後では、北朝鮮側も下手な手出しはできなくなります。

Q 12.先程喋りにくい理由を三つ挙げてくれました。危害加えられるとか、そういったことに対しては、話した方が下手な手が打てなくなると言うのはよくわかるんですけども、一番最初に言われた、話したら残っている日本人が帰ってこられなくなるぞ、殺されるぞ、と何となく躊躇される気持ちが出るのも人間としてあるのかな、という気がするんですけど、それを乗り越えるにはどういうことをしたらいいと思いますか？

A 12.却って、「 の人たちは生きています」と言えば、北朝鮮としてはもう何も手出しができなくなると思います。北朝鮮側の立場の人間にとっても、現体制が崩壊すれば、拉致被害者が居なくなっても（＝解放して帰国させても）問題はないわけで、拉致被害者を抱えたままで体制が潰れてしまえば元も子もないわけです。

あとこういう言い方もどうかと思いますが、日本人というのは余りにも物わかりが良すぎるようにも思います。こうだと言われれば、ああそうですかと簡単に聞いてしまう部分があると思います。

[調査会 NEWS 281] (17.8.31)

安明進氏の国会証言・会見などに関して

荒木和博

前号のニュースで 26 日調査会記者会見における安明進氏の発言の詳細を報じました。その後各方面から色々なご指摘がありましたので、それらを総合して考えたことを述べてみたいと思います。

安明進氏の国会証言は 7 月 28 日でした。これに対して蓮池薫氏のコメントは 29 日に出たわけですが、韓国のマスコミは聯合通信電で蓮池氏のコメントを一斉に報じました。そのタイトルは「日本拉致被害者、安明進氏証言を正面から反駁 『北朝鮮で安氏と会ったことはない』』といったようなものですが、本文記事は「正面から反駁した」とまでは書いていません。

そして、ふと気がつく、韓国紙「朝鮮日報」が調査会批判の記事を報じたのが 7 月 29 日のインターネット版で、本紙には翌 30 日付に掲載されています。

そもそも、安氏の国会証言について不思議に思っていたのは、これまで何年も要望して実現してこなかったことが突然実現してしまったことです。しかも衆院拉致特委は委員会自体がなかなか開催されず、「要は格好だけ作っておいて何もしないということか」と思わざるを得なかったのです。それが突然委員会開催、しかも安明進氏の証言ということで、唐突な感じがしていました。

今あらためて見返すと、安氏を証言させておいてすぐに蓮池氏に否定させる。それを韓国でも喧伝する（日本国内でも「それみたことか」と安証言を否定した人物がいました）。同時に調査会についても調査の信憑性を棄損するというのを一度にやったのではないかという気がしてきます。考えすぎかもしれませんが、そう考えると、7 月のいつだったか、総理が「任期内に日朝国交正常化」と言ったことと関係があるようにも思えます。

正直なところ、私は蓮池薫さんの「話すことはすべて政府と家族に話してある」という言葉を信じることはできません。帰国された 5 人が皆偶然に拉致されたということにも疑問を持っています。もちろん、彼らは悪意でそうしているわけではないでしょう。安氏の会見の中にもありましたが、そうせざるをえない状況があるのだと思います。ですから、本人たちはこれからも話せないのかも知れませんが、私たちの手ででも、一刻も早くすべての真相を明らかにしなければと思います。

この選挙を乗り切ってから、官邸主導で、日朝国交正常化に向けて救出運動の分断などが行われるのか、あるいは選挙で自民党が不調と予想されたらサプライズで投票日前に何か出してくるのか、分かりません（今のところ後者の可能性は低いと思います）が、とにかく「すべての拉致被害者の救出」という大方針は、この選挙を通じて、国民の一人ひ

とりに見失わないようにしなければならないと思います。その方針こそが、私たちの今後の安全を守ることにもつながります。

なお、その安明進氏ですが、戦略情報研究所主催で 下記の懇談会を行うこととなりました。会場のキャパシティが小さいのですが、関心のある方はぜひご参加下さい。

(参考情報) 安明進氏懇談会

日時：平成 17 年 9 月 21 日 (水) 時間：15:00 ~ 17:00

会場：グランドヒル市ヶ谷・白樺東の間

(新宿区市谷本村町 4-1 03-3268-0111 JR・地下鉄市ヶ谷駅下車 防衛庁隣)

参加費：一般 5000 円

(コーヒー & ケーキ付き・戦略情報研究所会員は 2000 円分講演会参加券を使えます)

タイトル：「北朝鮮の対日、対南工作活動の実態」

限定人数：50 名

通訳及び進行役で荒木がコーディネート致します。

お問い合わせは戦略情報研究所 (info@senryaku-jouhou.jp 03-5684-5096) まで。